

第16期 第30回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 令和元年12月24日(火) 午後1時30分～午後3時35分

2 場所： 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員数： 7 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	欠席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区		
西部地区		

4 欠席農業委員数： 1 名

5 農業委員会事務局職員

局 長：浜本 亨 班 長：赤嶺 文隆(欠席)

主 査：仲宗根 翔 主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 宮里 由美子 ・ 名嘉眞 朝仁

7 現場調査日時： 令和元年12月24日(火) 午後1時37分～午後3時20分

8 現場調査数： 13 件

9 付議すべき案件

報告第 180 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 181 号	転用許可に係る工事の完了報告について
報告第 182 号	現況証明願について
報告第 183 号	確認願について
報告第 184 号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第 185 号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第 186 号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第 187 号	農地の現況に関する照会について
議案第 101 号	非農地証明願について
議案第 102 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 103 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 104 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について

10. 会議の内容

会長	<p>第16期豊見城市農業委員会第30回総会を開会いたします。</p> <p>(午後1時35分) 開会</p>
会長	<p>本日の会議日程は、お手元にお配りのとおりです。</p> <p>会期は、本日1日限りといたします。</p> <p>本日の出席委員は8名中7名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第4番委員の宮里由美子委員と第5番委員の名嘉眞朝仁委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び仲宗根主査を指名いたします。</p> <p>本日提案された議案等についての現場調査が13件のほかに、農地パトロールを行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>ではご異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。</p> <p>休憩(現場踏査) 午後1時37分 再開 午後3時20分</p>
会長	<p>再開します。</p> <p>現場調査、大変お疲れさまでした。これからでは始めていきます。</p> <p>これより報告案件に入ります。初めに報告第180号について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案書の2ページをお開きください。</p> <p>報告第180号「農地転用後の利用状況の報告について」 5件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ただいまの報告第180号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手</p>

をお願いいたします。

質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 181 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 181 号「転用許可に係る工事の完了報告について」
2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 では報告第 181 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑ないようですので、進行していきたいと思えます。
では、次に報告第 182 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6、7 ページをお開きください。
報告第 182 号「現況証明願について」
9 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 182 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行していきます。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 183 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 9 ページをお開きください。
報告第 183 号「確認願について」
1 件ございました。事務局長専決により願出書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

報告第 183 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。
では、次に報告第 184 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 11 ページをお開きください。
報告第 184 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」
4 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告
いたします。
以上です。

会長

報告第 184 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願い
いたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 185 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 13 ページをお開きください。
報告第 185 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」
4 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告
いたします。
以上です。

会長

では、報告第 185 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して
お願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 186 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 15 ページをお開きください。

報告第 186 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」

1 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので報告します。

以上です。

会長

では、報告第 186 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 187 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

報告第 187 号について、16 ページをお開きください。

「農地の現況に関する照会について」

那覇地方裁判所より照会がありました土地について、現場調査を実施し回答しましたので、別紙、資料 20 ページのとおり回答しております。

こちらは農地の現況に関する照会ということで調査が来ていますが、この土地自体は登記地目、雑種地。そして課税地目、現況地目も原野となっておりますので、この資料のとおりのお返事ということで報告いたします。

以上です。

会長

ありがとうございます。では、ただいまの報告第 187 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

8 番委員

よろしいですか。ちょっと休憩お願いしていいですか。

会長

休憩します。

休憩 午後 3 時 27 分

再開 午後 3 時 28 分

会長

再開します。

では、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に議案案件に入ります。初めに議案第 101 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 22 ページをお開きください。
議案第 101 号「非農地証明願について」
1 件ございました。願出内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは案件について説明いたします。
整理番号 1 番につきまして、25 ページをお開きください。願出のあった土地は翁長佐葉緑原 542 番 1。調査年月日及び調査員氏名は本日の日付、現場確認に立ち会っていただいた委員名を記載いたします。土地の状況ですが、表土は深く、土質等はジャーガル、形状は平坦、位置は平場、状況は山林には含まれず、樹木は密で高さは普通、種類はギンネム等が自生しており、雑草はまばら、また周囲は原野、雑種地等で広がりとしては狭い、土地利用計画等は農振白地、市街化調整区域となっております。調査員の意見としましては、願出地は袋地であり、現場でもお話ししましたが、囲繞地、囲われている全ての土地が別名義の他人物であることから、農業機械や人の進入も容易ではなく、周囲の土地利用状況等からも農地としての維持や継続的利用は困難と考えます。このことから、願出地は 26 ページの非農地判断基準の②に該当し、現況原野として証明相当だと考えられます。
議案第 101 号について説明は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。
議案第 101 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、議案第 101 号は事務局説明のとおりとし、非農地証明については証明相当とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第 101 号は事務局の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定します。

では、次に議案第 102 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 102 号について説明いたします。議案書の 28 ページをお開きください。

議案第 102 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、2 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 30 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂與那ン田原 810 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 2 番につきまして、32 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂牛川原 551 番 1 につきましては、農地法第 3 条の第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。

会長

事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。

議案第 102 号は 1 件ずつ審議します。それでは整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 1 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可することに決定します。

では、次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(5 番委員挙手)

会長

はい、5 番委員、どうぞ。

5 番委員

契約期間というのがあるのですけれども、3 年 7 カ月って、7 カ月が半端なんですけれども。

事務局

お答えします。

実は、この●●●●は既に別の借りている土地がありまして、ここの支払い日というのですか、小作料の支払い日に合わせて、要するに7カ月後にそこに合うから、そこと足並みそろえた後は3年借りて、その後は1年更新という契約書のつくり方になっていました。

5番委員

1年更新？

事務局

はい。この3年7カ月後はお互いの相談の上、1年ずつ更新しましょうという、地主の意向でそういうふうになっているみたいです。

5番委員

はい、わかりました。

会長

5番委員、よろしいですか。

5番委員

はい、ありがとうございます。

会長

ほかにいらっしゃいませんか。

では、これより採決に移っていきます。

整理番号2番について農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することに異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号2番は許可することに決定します。

では、次に議案第103号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の34ページをお開きください。

議案第103号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

5件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。

整理番号1番につきまして、41ページをお開きください。申請のあった土地は、我那覇佐真下原546番3、転用目的は自動車整備工場。当該申請地は農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号2番につきまして、47ページをお開きください。申請のあった土地は、与根南浜崎原498番12、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第4

条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号3番につきまして、53ページをお開きください。申請のあった土地は、瀬長舟無小原37番3、転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号4番につきまして、57ページをお開きください。申請のあった土地は、瀬長舟無小原37番4、転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号5番につきまして、61ページをお開きください。申請のあった土地は、瀬長舟無小原37番5、転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号3番から5番までは、それぞれ所有者が土地整備を行い、同一のレンタカー会社に貸し出すという一体利用の転用計画となっております。

議案第103号について説明は以上です。

会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。議案第103号は1件ずつ審議しますが、整理番号3番から5番までは関連しますので、一括して審議をします。それでは整理番号1番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ってもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号1番について、農地法第4条第6項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号1番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号2番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 2 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 3 番から 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これも採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 3 番から 5 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番から 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に議案第 104 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 63、64 ページをお開きください。

議案第 104 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

7 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。

整理番号 1 番につきまして、71 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長翁長原 15 番 1、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、77 ページをお開きください。申請のあった土地は、渡橋名浜原 289 番 11、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、84 ページをお開きください。申請のあった土

地は、与根西中原 164 番 15 及び 164 番 18、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、98 ページをお開きください。先ほどお伝えしましたように整理番号記載ミスがありましたので、ページ数が前後します。ご了承ください。申請のあった土地は、与根西中原 168 番及び 168 番 2、転用目的はコンテナ置場。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、92 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西中原 168 番及び 168 番 2、転用目的は車両特殊塗料塗装工場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号 4 番と整理番号 5 番は、申請者及び申請地番が同一となっておりますが、それぞれ内面積による申請で別々の転用目的でありますので、また敷地内に境界線を設置することから、一体利用とは認められません。

次に整理番号 6 番につきまして、105 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長真謝原 456 番 1、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 7 番につきまして、111 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長浜崎原 865 番 5、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 104 号について説明は以上です。

会長

ありがとうございます。では事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。議案第 104 号は 1 件ずつ審議します。それでは整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思います。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では、次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

では、質疑なしと認めて採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことです。整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これも採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、整理番号 3 番について農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことです。整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことです。整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 6 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 6 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 6 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

それでは、整理番号 7 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 7 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号7番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。

以上をもちまして、本日提案の議事日程を全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、大変ありがとうございます。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和元年12月24日(火)

午後3時50分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子



4番委員

宮里由美子



5番委員

石嘉真 朝仁

